

ワークショップの結論による ANTEP 活動計画

1. ホスト国と研修生国は、(1) OJT による研修・研究計画または訓練コースによる研修、(2) 費用分担、(3) 研修生の任命、受入れ機関・研究者の任命、(4) その他の事務問題について詳細な計画を立てるために協議する。
2. IAEA 研究奨学金を使用する場合は、各国の政府は早急に IAEA に申請する。
3. MEXT の交流制度を使用する場合は、2007 年度からの研究・研修開始のために 2006 年 11 月までに申請をする。
4. オーストラリアの貢献プログラムの場合は、フォローアップ作業を明確にするために日本の FNCA コーディネーターがオーストラリアの FNCA コーディネーターと連絡をとる。
5. 研修コースの場合は、受入れ機関が詳細プログラムを準備し、研修生派遣国に知らせる。
6. ANTEP の実施状況や進捗状況を報告するために、報告書のコピーを ANTEP 事務局に送付する。事務局は ANTEP のまとめと展望を定期的に HRD プロジェクトリーダーに連絡する。